

第 60 回通関士試験

《 3 》

通関書類の作成要領その他通関手続の実務

試 験 問 題 （時間 1 時間 40 分）

注 意 事 項

- 1 問題の解答は、別紙の答案用紙に記入してください。
- 2 答案用紙に氏名、受験地及び受験番号を忘れずに記入してください。
- 3 問題用紙及び答案用紙の再交付はいたしません。
- 4 第 1 問の輸出統計品目表（抜粋）及び関税率表解説（抜粋）、第 2 問の実行関税率表（抜粋）及び関税率表解説（抜粋）は別冊に掲載されております。
- 5 第 3 問から第 7 問までの問題については、解答のすべてが正解した場合のみ得点が与えられます。

【選択式・計算式】 ——— 第1問5点 第2問15点 ———

第1問 輸出申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、衣類等の輸出申告を輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)を使用して行う場合について、別紙2の輸出申告事項登録画面の統計品目番号欄((a)~(e))に入力すべき統計品目番号を、輸出統計品目表の解釈に関する通則に従い、別冊の「輸出統計品目表」(抜粋)を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に統計品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の統計品目番号にとりまとめる。
- 2 統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるものがある場合には、その統計品目番号が異なるものであっても、これらを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸出申告事項登録画面に入力すべき統計品目番号は、上記2によりとりまとめる前の統計品目番号ごとの申告価格が最も大きいものの統計品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 別紙1の仕入書に記載されている品目について、上記1の統計品目番号が同一であるものがある場合のとりまとめ方法及び上記2の統計品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるものがある場合のとりまとめ方法の両方が適用できる場合には、上記1の統計品目番号が同一であるものがある場合のとりまとめ方法を優先して適用し、統計品目番号をとりまとめるものとする。
- 5 一欄に一品目のみに係る統計品目番号を入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その統計品目番号の10桁目は「E」とする。
- 6 輸出申告事項登録画面に入力する統計品目番号((a)~(e))は、その統計品目番号ごとの申告価格(上記1又は2によりとりまとめたものについては、その合計額)が大きいものから順に入力するものとする。
- 7 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 8 別紙1の仕入書に記載されているそれぞれの品目の価格(CIF価格)には、次の費用等の額が含まれており、当該CIF価格にそれらの費用等の額が占める割合は、次のとおり。
 イ 輸出者(売手)の工場から輸出港に到着するまでの運送に要する運賃…………… 3%
 ロ 輸出港における貨物の船積みには要する費用…………… 5%
 ハ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する運賃…………… 6%
 ニ 輸出港から輸入港に到着するまでの海上運送に要する保険料…………… 4%
- 9 別紙1の仕入書に記載された「Knitted babies' socks made of 100% cotton」を構成する単糸は83デシテックスのものである。
- 10 別紙1の仕入書に記載された「Knitted unisex overcoats made of 100% cotton」に縫い付けられた品質表示タグの印字や製品の裁断からは男子用又は女子用の製品であるかを判別することはできない。
- 11 申告年月日は、令和8年10月3日とする。

① 3926.20-0003	② 6101.20-0000	③ 6102.20-0005
④ 6105.10-1004	⑤ 6105.20-0006	⑥ 6111.20-2005
⑦ 6115.95-0002	⑧ 6116.92-0003	⑨ 6117.10-000E
⑩ 6204.63-0003	⑪ 6204.63-000X	⑫ 6204.69-0004
⑬ 6204.69-000X	⑭ 6216.00-5003	⑮ 6301.20-000E

INVOICE

Seller

ABC COMPANY
1-1, Kasumigaseki 3-chome,
Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN

Invoice No. and Date

ABC-370709 Sep. 28th, 2026

Reference No. FRB-260707

Buyer XYZ Corp. 1125 E 8th Street Los Angeles, CA 90079		Country of Origin Japan		
		L/C No. LAIB-1709	Date Sep. 20th, 2026	
Vessel Taiyo Maru	On or about Oct. 4th, 2026	Issuing Bank LA International Bank		
From Tokyo, Japan	Via			
To Los Angeles, U.S.A.				
Marks and Nos.	Description of Goods	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	CIF US\$
XYZ LOS ANGELES	Knitted babies' socks made of 100% cotton	200	15.00	3,000.00
	Knitted boys' polo shirts made of 75% polyester and 25% cotton	65	50.00	3,250.00
	Woven gloves made of 100% cotton	90	30.00	2,700.00
	Knitted unisex overcoats made of 100% cotton	75	70.00	5,250.00
	Woven women's shorts made of 100% viscose rayon	55	25.00	1,375.00
	Knitted blankets made of 100% wool	30	35.00	1,050.00
Total : CIF LOS ANGELES				US\$ 16,625.00
Total :	40 Cases			
N/W :	100kgs			
G/W :	120kgs			
		ABC COMPANY		
		(Signature)		

輸出申告事項登録(大額)				入力特定番号 	
共通部		繰返部			
申告等番号		 			
大額・少額識別	L	申告等種別	E	申告先種別	
貨物識別	 	あて先官署	 	あて先部門	
申告予定年月日		 			
輸出者	ABC COMPANY				
住所	TOKYO TO CHIYODA KU KASUMIGASEKI 3-1-1				
電話	 				
申告予定者	 				
蔵置場所	 				
貨物個数	40	CS	貨物重量	120	KGM
貨物容積	 				
貨物の記号等	 				
最終仕向地	USLAX	 		船(機)籍符号	
積出港	JPTYO	 		貿易形態別符号	
積載予定船舶	TAIYO MARU		出港予定年月日 20261004		
インボイス番号	A	ABC-370709	20260928		
インボイス価格	CIF	 	 	A	

輸出申告事項登録(大額)

入力特定番号

共通部 繰返部

<1欄> 統計品目番号 (a) 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<2欄> 統計品目番号 (b) 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<3欄> 統計品目番号 (c) 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<4欄> 統計品目番号 (d) 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

<5欄> 統計品目番号 (e) 品名
 数量(1) 数量(2)
 BPR按分係数 BPR通貨コード
 他法令 (1) (2) (3) (4) (5)
 輸出貿易管理令別表コード 外為法第48条コード 関税減免戻税コード
 内国消費税免税コード 内国消費税免税識別

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 8. 8. 30 ～ 令和 8. 9. 5	¥159. 00
令和 8. 9. 6 ～ 令和 8. 9. 12	¥161. 00
令和 8. 9. 13 ～ 令和 8. 9. 19	¥160. 00
令和 8. 9. 20 ～ 令和 8. 9. 26	¥162. 00
令和 8. 9. 27 ～ 令和 8. 10. 3	¥164. 00

第2問 輸入（納税）申告

別紙1の仕入書及び下記事項により、中国から飲料等を輸入する場合の輸入（納税）申告を輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）を使用して行う場合について、以下の問いに答えなさい。

- (1) 別紙2の輸入申告事項登録画面の品目番号欄 ((a)～(e)) に入力すべき品目番号を、関税率表の解釈に関する通則に従い、別冊の「実行関税率表」(抜粋) 及び「関税率表解説」(抜粋) を参照して、下の選択肢から選び、その番号をマークしなさい。
- (2) 別紙2の輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) に入力すべき申告価格（関税定率法第4条から第4条の9まで（課税価格の計算方法）の規定により計算される課税価格に相当する価格）の額をマークしなさい。

記

- 1 別紙1の仕入書に記載されている品目に品目番号が同一であるものがある場合には、これらを一の品目番号にとりまとめる。
- 2 品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるものがある場合には、その品目番号が異なるものであっても、これらを関税が有税である品目と無税である品目に分けて、それぞれを一括して一欄にとりまとめる。
- 3 上記2による場合に輸入申告事項登録画面に入力すべき品目番号は、次のとおりとする。
 - (1) 有税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち関税率が最も高いもの（同一の関税率が適用される場合は申告価格が最も大きいもの）の品目番号とし、10桁目は「X」とする。
 - (2) 無税である品目については、上記2によりとりまとめる前の品目のうち申告価格が最も大きいものの品目番号とし、10桁目は「X」とする。
- 4 一欄に一品目のみに係る品目番号を入力することとなる場合であって、当該一品目の申告価格が20万円以下であるときは、その品目番号の10桁目は「E」とする。
- 5 別紙1の仕入書に記載されている品目について、上記1の品目番号が同一であるものがある場合のとりまとめ方法及び上記2の品目番号ごとの申告価格が20万円以下であるものがある場合のとりまとめ方法の両方が適用できる場合には、上記1の品目番号が同一であるものがある場合のとりまとめ方法を優先して適用し、品目番号をとりまとめるものとする。
- 6 輸入申告事項登録画面に入力する品目番号 ((a)～(e)) は、その品目番号ごとの申告価格（上記1又は2によりとりまとめたものについては、その合計額）が大きいものから順に入力するものとする。
- 7 輸入申告事項登録画面の課税価格の右欄 ((f)～(j)) には、別紙1の仕入書に記載されている価格に、下記9、10及び11の費用が申告価格に算入すべきものである場合にはその額を加算した額（本邦通貨に換算した後の額）を入力することとする。なお、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

- 8 別紙1の仕入書に記載されている米ドル建価格の本邦通貨への換算は、別紙3の「実勢外国為替相場の週間平均値」を参照して行う。
- 9 別紙1の仕入書に記載されている「Lemonade (aerated water, lemon flavoured, no added sugar)」について、輸入者（買手）は、この商品が国内販売商品のうちの主力商品であることから、本邦の広告会社A社に、本邦における広告宣伝のための費用として800米ドルを支払う。
- 10 別紙1の仕入書に記載されている物品である「Instant coffee (extracts of coffee, decaffeinated, containing 10% by weight of sucrose)」について、輸入者（買手）は、その製造過程において、輸出者（売手）の工場に自社の技術者2名を派遣して勤務させており、当該技術者の現地滞在費として1,200米ドルを負担している。なお、当該技術者は輸入者（買手）が自己のために行う品質検査に加えて、製造作業にも従事している。
- 11 別紙1の仕入書に記載されている「Dried apricot (whole, no added sugar)」は、品質を保つための特別な包装が必要であることから、輸入者（買手）は、輸出者（売手）に対して包装資材を無償で提供する。輸入者（買手）は、当該包装資材の調達に要した費用600米ドル及び提供（輸送）に要した運賃25米ドルを負担する。
- 12 輸入者（買手）、輸出者（売手）及びA社のいずれの間においても特殊関係はない。
- 13 別紙1の仕入書に記載されている「Dried apricot (whole, no added sugar)」は、表面に艶を出すための糖類によるコーティングを施していないものである。
- 14 別紙1の仕入書に記載されている「Instant Tea (extracts of tea, no added sugar)」は、ミルクの天然の組成成分を含有しないものである。
- 15 別紙1の仕入書に記載されている「Rooibos (leaf of rooibos in tea bags)」のrooibosは、アスパラトゥス属（genus *Aspalathus*）の植物である。
- 16 別紙1の仕入書に記載された飲料等については、地域的な包括的経済連携協定の規定に基づく税率の適用に必要な条件が具備されていないため、申告に当たっては当該税率を適用しないものとする。
- 17 申告年月日は、令和8年10月3日とする。

① 0801.11-000X	② 0809.10-0003	③ 0813.10-0002
④ 0902.40-220E	⑤ 1106.30-2002	⑥ 1106.30-200X
⑦ 1211.90-500E	⑧ 2006.00-0216	⑨ 2101.11-1902
⑩ 2101.11-2101	⑪ 2101.20-1104	⑫ 2101.20-2471
⑬ 2201.10-0005	⑭ 2202.10-1005	⑮ 2202.10-2000

INVOICE

Seller
DEF COMPANY
587, West 12th Street Huangpu, Shanghai,
China

Invoice No. and Date
XYZ-1023 Sep. 13th, 2026

Reference No. ABC-0715

Buyer ABC Trading Co.,Ltd. HIGASHI 2-3, CHUO-KU, TOKYO, JAPAN		Country of Origin	China	
		L/C No.	Date	
Vessel Nihon Maru	On or about Sep. 23th, 2026	Issuing Bank		
From Shanghai, China	Via			
To Tokyo, Japan		Payment Terms		
Marks and Nos. ABC TOKYO Made in China	Description of Goods Lemonade (aerated water, lemon flavoured, no added sugar) Instant coffee (extracts of coffee, decaffeinated, containing 10% by weight of sucrose) Instant Tea (extracts of tea, no added sugar) Dried apricot (whole, no added sugar) Coconut powder (no added sugar) Rooibos (leaf of rooibos in tea bags)	Quantity	Unit Price	Amount
		Unit	per Unit	CIF US\$
		500	3.00	1,500.00
		200	15.00	3,000.00
		180	10.00	1,800.00
		95	15.00	1,425.00
		95	13.00	1,235.00
		75	6.00	450.00
Total : CIF TOKYO			US\$	9,410.00
Total:	320CTNS	DEF COMPANY (Signature)		
N/W :	800 kgs			
G/W :	900 kgs			

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部

繰返部

大額／少額	☐ L	申告等種別	☐ C	申告先種別	☐	貨物識別	☐	申告番号	☐
あて先官署	☐	あて先部門	☐			識別符号	☐	申告等予定年月日	☐
輸入者	☐ ABC TRADING CO.,LTD.								
住所	☐ TOKYO TO CHUO KU HIGASHI 2-3								
電話	☐								
蔵置場所	☐	一括申告	☐	申告等予定者	☐				

B/L番号	1	☐	2	☐
	3	☐	4	☐
	5	☐		
貨物個数	☐ 320	☐ CT	貨物重量(グロス)	☐ 900 ☐ KGM
貨物の記号等	☐			
積載船(機)	☐ -	☐ NIHON MARU	入港年月日	☐
船(取)卸港	☐ JPTYO	積出地	☐ CNSHA - ☐	貿易形態別符号 ☐ コンテナ本数 ☐

仕入書識別	☐	電子仕入書受付番号	☐	仕入書番号	☐ XYZ-1023
仕入書価格	☐ A -	☐ CIF -	☐	☐	

輸入申告事項登録(輸入申告)

共通部 繰返部

<01欄> 品目番号 (a) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (f) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<02欄> 品目番号 (b) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (g) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<03欄> 品目番号 (c) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (h) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<04欄> 品目番号 (d) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (i) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

<05欄> 品目番号 (e) 品名 原産地 CN 数量1 数量2 輸入令別表 蔵置種別等 BPR係数 運賃按分 課税価格 (j) 関税減免税コード 関税減税額

内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額	内消費税等種別	減免税コード	内消費税減税額
1			2		
3			4		
5			6		

実勢外国為替相場の週間平均値
(1米ドルに対する円相場)

期 間	週間平均値
令和 8. 8. 30 ～ 令和 8. 9. 5	¥159. 00
令和 8. 9. 6 ～ 令和 8. 9. 12	¥161. 00
令和 8. 9. 13 ～ 令和 8. 9. 19	¥160. 00
令和 8. 9. 20 ～ 令和 8. 9. 26	¥162. 00
令和 8. 9. 27 ～ 令和 8. 10. 3	¥164. 00

【選 択 式】 ——— 各問題 2 点 ———

第 3 問 次の記述は、関税の確定及び納付に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。
すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 税関長は、輸入の許可前における貨物の引取りの承認を受けて引き取られた貨物に係る課税標準又は納付すべき税額につきその納税申告に誤りがないと認めた場合には、当該申告に係る税額及びその税額を納付すべき旨を、当該引取りの承認を受けた者に口頭で通知することとされている。
- 2 輸入の許可を受けて引き取られた貨物について、納付された関税に不足額があった場合において、当該貨物の輸入者に納税能力がないときは、当該輸入者の住所及び居所が明らかであっても、その輸入者の委託を受けて通関業務を取り扱った通関業者が当該輸入者と連帯して当該関税を納める義務を負うこととされている。
- 3 先の納税申告により納付すべき税額がないこととされたものの、その納付すべき税額があり、当該申告について修正申告をしようとしている間に更正を受けた場合において、当該更正によってもなお納付すべき税額に不足額があるときは、当該更正について再更正があるまで、当該更正について修正申告をすることができることとされている。
- 4 関税の納税義務者である「貨物を輸入する者」とは、関税定率法第 4 条第 1 項に規定する輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書又は船荷証券に記載されている荷受人をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいうこととされている。
- 5 関税法第 7 条第 1 項の規定による納税申告により納付すべき税額に不足額があり、当該税額を修正する修正申告が行われた場合において、当該修正申告が、その申告に係る関税についての調査があったことにより当該関税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、当該修正申告により納付すべき関税について、延滞税が課されることはない。

第4問 次の記述は、関税法第7条第3項の規定に基づく輸入貨物の関税定率法別表（関税率表）の適用上の所属区分に係る照会（以下「事前照会」という。）に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 事前照会に対する文書による回答については、一定条件の下で、輸入申告の際、回答書に記載された内容について尊重される取扱いが行われることとされており、電子メールによる回答についても、回答メール本文に記載された内容について同様に扱うこととされている。
- 2 事前照会に対する文書による回答については、照会者が再検討を希望する場合には、意見の申出を行うことができることとされており、電子メールによる回答についても、同様とされている。
- 3 文書による事前照会では、税関は照会者に対し、その照会に係る貨物の関税率表適用上の所属区分等を決定するために必要があると認められる当該貨物の製法、性状、成分割合、構造、機能、用途、包装等の事項について、その照会に係る文書に詳細に記載させることとされており、口頭による事前照会では、これらの事項について詳細に聴取することとされている。
- 4 口頭による事前照会に対する回答のうち、他法令の適用の有無に係るものは、税関限りの意見に基づく単なる情報にすぎないので、正式回答を要する場合には、主管官庁に問い合わせる必要がある旨伝えることとされているが、文書による事前照会に対する回答については、他法令の適用の有無についても正式回答とされている。
- 5 関税法第7条第3項の規定による教示は、原則として、税関は文書により照会を受け、文書で回答することにより行うこととされているが、これによらず、口頭により照会があった場合には、口頭で回答することとされている。

第5問 次に掲げる物品のうち、関税定率法別表（関税率表）第95類（玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に属するものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 紙製の遊戯用カード
- 2 プラスチック製の奇術用具
- 3 ガラス繊維を合成樹脂で凝結して作った釣りざお
- 4 革製の乗馬用むち
- 5 合成樹脂製のスポーツ用ボート

第6問 日本、A国及びB国を締約国として含む多国間の経済連携協定に以下の原産地規則が定められており、以下の製造工程において関税率表第62.05項に属する産品（男子用の綿製のシャツ）が生産されたものとする。当該協定に関税率表第 62.05項の品目別原産地規則として、次の1から5までのいずれかが定められているとした場合に、当該産品が当該協定上の原産品とされるものはどれか。1から5までのうち、該当するもの（品目別原産地規則）をすべて選び、その番号をマークしなさい。なお、問題文に記載されていない縫糸等の材料及び加工は考慮しないものとする。

- 1 他の類からの製造
- 2 他の類の材料からの変更（第52.04項から第52.12項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。
- 3 他の類の材料からの変更（第52.08項から第52.12項までの各項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが一又は二以上の締約国において完全に製織される場合に限る。）
- 4 製織と製品にすること（布の裁断を含む。）との組合せ
- 5 紡織用繊維の織物類又は編物からの製造

（原産地規則）

《原産品》 この協定の適用上、次の産品を原産品とする。

一又は二以上の締約国の領域において非原産材料を使用して生産される産品であって、品目別原産地規則に定める要件を満たすもの。

《累積》

各締約国は、他の締約国の領域において他の産品の生産に使用される一又は二以上の締約国の原産品又は原産材料を当該他の締約国の領域における原産品又は原産材料とみなす。

（製造工程）

- ・ 非締約国であるC国においてコットンリントーを採取する。
- ・ C国において、そのコットンリントーを実綿にし、当該実綿を使用して綿糸を生産し、当該綿糸を使用して綿織物を製織する。
- ・ B国においてその綿織物を染色する。
- ・ A国において、その染色された綿織物を裁断し、シャツに縫製する。

（関連物品の関税率表の所属）

関連物品	コットン リントー	実綿	綿糸	綿織物	男子用の シャツ
関税率表の 所属	第14.04項	第52.01項	第52.05項	第52.08項	第62.05項

第7問 次の記述は、経済連携協定における関税についての特別の規定による便益に係る税率（EPA税率）を適用するために必要であるとして、税関長が提出を求めることができる関税法施行令第61条に定める締約国原産地証明書及び締約国原産品申告書に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。すべてを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 締約国原産地証明書の記載事項について不備がある場合であっても、当該不備がその真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるものであるときは、軽微な誤りとして、EPA税率を適用して差し支えないこととされている。
- 2 締約国原産地証明書に記載の仕入書番号に不備があり、その申告に係る輸入貨物との同一性の確認ができない場合には、輸入者が締約国原産地証明書以外の資料に基づいて当該輸入貨物がその締約国原産品であることを明らかにできるときであっても、当該締約国原産地証明書は有効なものとして取り扱われることはないこととされている。
- 3 締約国原産品申告書のうち、これに係る貨物の輸入申告の日において、その作成の日から6月以上を経過したもの（災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過したものを除く。）は、その真正性に直結する項目に不備があるとして、無効なものとして取り扱うこととされている。
- 4 締約国原産品申告書に記載の作成者に不備がある場合には、締約国原産品申告書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項に限られた場合以外は、当該締約国原産品申告書は無効なものとして取り扱うこととされている。
- 5 締約国原産品申告書の貨物の原産性に関する項目に不備がある場合であっても、文書による原産地に関する事前教示を取得しており、かつ、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できるときは、その締約国原産品申告書は有効なものとして取り扱うこととされている。

【計 算 式】 ——— 各問題 2 点 ———

第 8 問 輸入（納税）申告をし、納付した関税について、税関による調査において指摘を受け、書面により備付け及び保存がされている関税関係帳簿に記載された事項に関し、下表のとおり課税標準額及び適用税率に誤りがあることが判明した。これにより、修正申告をすることとなり、当該修正申告により納付すべき関税額に過少申告加算税が課されることとなった。当該過少申告加算税の額を計算し、その額をマークしなさい。

	課税標準額	適用税率
修正申告前 （輸入（納税）申告時）	2,798,425 円	6.7%
修正申告後	3,410,945 円	9.6%

第9問 下表1の3品目について、一の輸入（納税）申告書により申告をし、輸入の許可を受けようとする場合において、当該3品目に係る納付すべき関税、消費税及び地方消費税の額を計算し、これらの合計額をマークしなさい。

なお、消費税及び地方消費税の税率は、下表2のとおりとし、軽減税率が適用可能な品目に係る消費税及び地方消費税の額は、軽減税率を用いて計算するものとする。

また、当該3品目の中には、消費税法上の一体貨物に該当するものは含まれていないものとする。

（表1）

品名	課税価格	関税率
リンゴジュース （人の飲用に供されるもの）	4,326,258 円	22.5%
犬用の飼料 （人の食用に供されないもの）	1,506,928 円	無税
ペーパーナイフ	544,896 円	4.4%

（表2）

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% （消費税額の 22/78）	1.76% （消費税額の 22/78）

第10問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、機械部品300個に係る延払条件付の売買契約を締結し、当該売買契約により当該機械部品300個全てを輸入する。なお、当該売買契約書には、当該機械部品の代金に係る支払期日を経過した場合には、金融を与えられた国及び時点における一般的な水準を超えていない利率の延払金利が発生する旨が規定されている。

2 MとXとの間の当該売買契約における当該機械部品300個の価格（E X W価格）は1,800,000円である。

3 Xは、当該機械部品の輸入取引に関連して、当該機械部品を製造するための金型を360,000円で購入する。Mは、当該機械部品の売買契約の代金とは別に、Xに当該金型の代金360,000円全額を支払う。

なお、当該金型は、当該機械部品300個の製造のみに使用され、当該機械部品の製造後に廃棄される。

4 Mは、当該機械部品300個の代金に係る支払期日を経過したため、延払金利として、当該機械部品300個の代金とは別に、63,000円をXに支払う。

5 Mは、上記費用とは別に当該機械部品の輸入に関し、次に掲げる費用を負担する。なお、当該費用は特殊な状況下で発生したものではない。

イ 当該機械部品のA国のXの工場から輸出港までの運送に要する運賃及び保険料

..... 74,000円

ロ 船積予定船の到着遅延に伴う当該機械部品の輸出港における船積み前の一時保管に要する費用..... 32,000円

ハ 当該機械部品の輸出港における船積みに要する費用..... 50,000円

ニ 当該機械部品の輸出港から輸入港までの運送に要する運賃及び保険料..... 211,000円

ホ 当該機械部品の輸入港における船卸しに要する費用..... 53,000円

ヘ 当該機械部品の輸入港からMの工場までの運送に要する運賃及び保険料..... 36,000円

6 MとXとの間には、特殊関係はない。

第11問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者であり製造者でもあるX（売手）から継続して工芸品を購入し、輸入している。今回、Mは、Xから工芸品2,000個を購入し、輸入する。
- 2 今回、MがXと締結した工芸品に係る売買契約には、次の事項が規定されている。
 - イ 単価（C F R 価格）…………… 2,500円/個
 - ロ 購入（契約）数量…………… 2,000個
 - ハ Mは当該工芸品の値札を無償でXに提供し、XはA国において当該値札を当該工芸品に取り付ける旨
 - ニ 当該工芸品は、A国のXの工場で生産された後にA国のYの倉庫で保管され、その保管に要する費用をMが負担する旨
 - ホ XからMへの当該工芸品の引渡しは、Yの倉庫における保管が終わった後にC F R 条件に従って行われる旨
- 3 Mは、当該工芸品のA国から本邦までの運送に要する保険料80,000円を保険会社に支払う。ただし、当該工芸品に損害がなかったため、保険会社からMに対し、保険契約に基づき支払った保険料のうち、20,000円が払い戻されることになっている。なお、その払い戻される保険料の額は納税申告時の状況により明らかである。
- 4 Mは、今回の工芸品の輸入に関し、上記支払いとは別に、次の費用を負担している。なお、当該費用は特殊な状況下で発生したものではない。
 - イ A国のYの倉庫における当該工芸品の保管に要した費用…………… 75,000円
 - ロ 輸入港到着日の翌日以降のコンテナ賃借料…………… 12,000円
 - ハ 輸入港到着後に行われた船舶の復旧に要する費用…………… 17,000円
 - ニ 当該工芸品に取り付けられている値札の取得及び提供に要した費用…………… 3,000円
- 5 M、X及びYの間には、それぞれ特殊関係はない。

第12問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者M（買手）は、A国の輸出者X（売手）との間において、靴500足に係る売買契約を締結し、当該売買契約により当該靴500足のうち300足については本邦に輸入し、残り200足についてはA国から直接B国に輸出する。
- 2 当該売買契約には、次の事項が定められている。
 - イ 単価（C I F 価格）…………… 15,000円／足
 - ロ 一契約当たりの購入数量に応じて、次の表のとおり値引きが与えられる旨

購入（契約）数量	値引き率	値引き後の単価
1 足～ 100 足	値引きなし	15,000 円/足
101 足～ 300足	10%	13,500 円/足
301 足以上	20%	12,000 円/足

- ハ 購入（契約）数量…………… 500足
- 3 Xは、当該売買契約に係る靴が当該売買契約に定める品質に合致しているかを確認するため、出荷前に自己のために検査を行っている。Mは、当該検査に要する費用として、上記の単価とは別に、1,000 円/足をXに支払う。
- 4 Mは、自己のために行う当該靴の販売促進活動に係る費用として150,000円を負担する。
- 5 Mは、B国籍のデザイナーYが本邦において作成したデザイン1点をYから500,000円で購入し、電子メールによりXに無償で提供した。なお、当該デザインは、当該売買契約に係る500足の靴の生産のためだけに使用されるものである。
- 6 M、X及びYの間には、それぞれ特殊関係はない。

第13問 次の取引内容に係る輸入貨物の課税価格を、関税定率法第4条の3第1項の規定により、当該輸入貨物と同種又は類似の貨物に係る国内販売価格に基づき計算し、その額をマークしなさい。

- 1 本邦の輸入者Mは、A国の輸出者Xとの委託販売契約に基づき、A国で生産された電気機器400台（以下「輸入貨物」という。）を輸入する。
- 2 輸入貨物の課税物件確定の時点における性質及び形状により、その課税物件確定の時の属する日又はこれに近接する期間内に、Mが自己と特殊関係のある者又はない者に対して輸入貨物と同種又は類似の貨物（A国で生産されたもの）の国内における最初の取引段階における販売をした状況は次のとおりとする。

単価	単価ごとの販売に係る数量	輸入貨物と同種又は類似	Mと国内の買手間の特殊関係
14,500 円	200 台	類似	あり
12,000 円	350 台		
10,000 円	500 台		
17,000 円	100 台	同種	なし
16,000 円	150 台		
15,000 円	300 台		

- 3 輸入貨物と同類の貨物（同一の産業部門において生産された輸入貨物と同一の範疇^{ちゆう}に属する貨物）で輸入されたものの国内における販売に係る通常の利潤及び一般経費（輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は含まない。）は、1台当たり3,000円とする。
- 4 国内において販売された、輸入貨物と同種又は類似の貨物（A国で生産されたもの）に係る輸入港到着後国内において販売するまでの運送に要する通常の運賃、保険料その他当該運送に関連する費用は、1台当たり2,500円とする。
- 5 国内において販売された、輸入貨物と同種又は類似の貨物（A国で生産されたもの）に係る本邦において課された関税その他の公課は、1台当たり1,500円とする。

第14問 次の記述は、輸出申告に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物であって保税地域以外の場所にあるものを廃棄しようとする者は、あらかじめその旨を当該貨物がある場所を所轄する税関長に届け出なければならない。
- 2 特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物であって保税地域以外の場所にあるものが亡失した場合には、当該貨物に係る特定輸出者は、直ちにその旨を当該貨物があった場所を所轄する税関長に届け出なければならない。
- 3 特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物を外国貨物のまま運送するときは、当該特定輸出申告の際に併せて保税運送の申告をしなければならない。
- 4 特定輸出者は、輸出しようとする貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当する場合であっても、いずれかの税関長に対して輸出申告をすることができる。
- 5 特定輸出者は、特定輸出申告が行われ税関長の輸出の許可を受けた貨物が輸出されないこととなったことその他の事由により当該貨物が輸出の許可を受けている必要がなくなったときは、当該許可をした税関長に対し、当該許可を取り消すべき旨の申請をすることができる。

第15問 次の記述は、輸入通関に関するものであるが、その記述の正しいものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

- 1 課税標準となる価格の合計額が20万円以下の輸入貨物に対する関税の率は、関税定率法別表の付表第2の少額輸入貨物に対する簡易税率表に定める税率によらなければならない。
- 2 マニフェスト等による輸入申告は、当該輸入申告に係る貨物の関税定率法別表の適用上の所属区分にかかわらず、行うことができることとされている。
- 3 マニフェスト等による輸入申告は、当該輸入申告に係る貨物が酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税が課されるものであっても行うことができることとされている。
- 4 マニフェスト等による輸入申告は、当該輸入申告に係る貨物が関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して許可、承認その他の行政機関の処分又はこれに準ずるものを必要とするものであるときは行うことはできないが、当該貨物が関税関係法令以外の法令の規定により輸入に関して検査又は条件の具備を必要とするものであるときは行うことができることとされている。
- 5 予備審査制による予備申告は、当該予備申告に係る輸入申告（関税法第67条の規定に基づく申告）の予定日における外国為替相場が公示された日又は貨物の船荷証券（航空貨物にあつてはAir Waybill）が発行された日のいずれか遅い日以後に行うことができることとされている。

第16問 次の記述は、関税定率法別表（関税率表）における物品の所属の決定に関するものであるが、その記述の誤っているものはどれか。一つを選び、その番号をマークしなさい。

関連する関税率表の部及び類の表題は、以下のとおり。

- 1 第4部の部注において、同部において「ペレット」とは、直接圧縮すること又は全重量の3%以下の結合剤を加えることにより固めた物品をいうこととされている。
- 2 第25類の類注において、貴石及び半貴石は第25類に含まないこととされている。
- 3 第40類の類注において、第40.04 項において「くず」とは、ゴムの製造又は加工により生ずるゴムのくず及び切断、摩耗その他の理由により明らかにそのままでは使用することができないゴム製品をいうこととされている。
- 4 第16部の部注において、二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な用途を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる用途に基づいてその所属を決定することとされている。
- 5 第87類の類注において、第87.12 項には、すべての幼児用自転車を含むこととされている。

関税率表の部及び類の表題

第4部	調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品、非燃焼吸引用の物品（ニコチンを含有するかしないかを問わない。）並びにニコチンを含有するその他の物品（ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。）
第25類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント
第40類	ゴム及びその製品
第16部	機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
第87類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

